

高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月16日

高松市長 大西 秀人

高松市規則第40号

高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例施行規則（昭和43年高松市規則第5号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（葬祭補償） 第7条の4 条例第15条の規則で定める金額は、<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。</p>	<p>（葬祭補償） 第7条の4 条例第15条の規則で定める金額は、<u>31万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例施行規則（次項において「新規規則」という。）第7条の4の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭

補償については、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例施行規則（以下「旧規則」という。）第7条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。